

稲沢市ホタル保護条例（案）、稲沢市ホタル保護条例施行規則（案）、及び稲沢市ホタル保護区域（案）に対する稲沢市環境審議会委員の意見と市の考え方について

提出されたご意見は、文意等を損なわない範囲で要約・補足等をさせていただいております。

[委員]

第1条 「本市に生息するホタル」とは、造成されたビオトープに市外から移入されたホタルも対象にするのか、もともと本市に生息していたホタルのみを対象にするのか、市の方針を明確に記載すべきです。

また、稲沢市がなぜホタルに特化して条例を制定するのかについて、第1条または前文に記載していただければより説得力のあるものになると思います。

[事務局]

元々市内に生息しているホタルのみを対象とし、移入されたものは含めておりません。「生息」という言葉は、「生きて生活すること。生存すること」を意味しますので、元々そこにいるホタルのこととなります。移入されたホタルは対象外となります。

ホタルを特化する理由は、「自然環境の指標となる生き物として有効なホタル」であるためです。追記します。

[委員]

第2条 （1）ホタル でなぜ幼虫、さなぎ、成虫と限定するのでしょうか。

第7条の禁止行為（2）では卵の採取も禁止しています。ここで卵を除外した理由がありますか。

[事務局]

ホタルの定義に「卵」を追加します。

[委員]

第2条 「ホタル属に属する」という文言は不要。また、後の条文での引用との関係で、「ヘイケボタルの幼虫、さなぎ及び成虫」は過度な定義であり、単純に「ヘイケボタル」とのみ定義するか、ホタルの定義の中に「卵」を加えるほうが適切であると考えます。

[事務局]

「ホタル属に属する」の文言は削除し、「卵」を追加します。

[委員]

第3条 稲沢市内ではLED街灯によるホタル飛翔の減少が見られると聞かれますが、必要な施策の中に街路灯による夜間照明の制限等を検討してください。（文章化する要求ではありません。）

[事務局]

LED街灯によるホタルの影響について、関係課に周知してまいります。

[委員]

第3条 後段の「普及啓発…」は、前段の「必要な施策」に含まれるという観点から、「普及啓発…」は例示にとどめるべきと考える。

[事務局]

ご指摘のとおり「…必要な施策を講じ、市民等に対しては、ホタルの保護に関する事項についての普及啓発を行うものとする。」と文言を修正します。

[委員]

第4条 市民等に対し、責務を課す理由が明示されないと説得力にかけると考えます。また、この条文は市内全域のホタルについての責務でしょうか。また、同条第2項で「工事等」と書かれていますが、第6条では「工事」となっています。「等」は何を想定しているのか明記すべきです。

[事務局]

第1条に文言を追加することにより対応します。この条文はおっしゃるとおり市内全域を対象としています。なお第2項の「工事等」は、第1項の文面に通じ、また第6条の内容とも重なるため削除します。

[委員]

第4条 工事を行う場合を限定的に取り上げているが、工事に限らず、一時的なイベント等を実施する場合についても記述が必要と考える。(市の方針として「一過性のイベントにはこの条例の適用はない」と考えるのであれば、蛇足的意見である。)

[事務局]

第2項は、第6条の内容と重なるため削除します。なお、本条例の適用対象は工事のみを想定しています。

[委員]

第5条第3項でいう「必要な措置」とは、「告示」と解してよいか。

[事務局]

ご指摘のとおり文言を修正します。

[委員]

第6条 水質や土壌を汚す行為か否かの判断を工事者に任せることは、影響なしとの判断から届出をしない口実を工事者に与える可能性があります。現状を改変する行為全てに事前の届出を課すべきです。また、土を固める、掘り返す、水路をかき混ぜる等の行為も、ホタルの生活環境を乱すことになるため、規制の範囲に含むことが望まれます。

[事務局]

ご意見のとおり、文言を修正します。

「保護区域内で工事を予定する者又はその工事の受注者は、あらかじめ・・・」

[委員]

第6条 第1項は工事に限定せず、一時的なイベントにも適用があるべき。「行為」という用語を使用することにより、工事以外のイベント等にも言及することが可能であるので、(条文の題名を含み)「行為」という用語に置き換えたなら如何か。

また、工事に限らず、保護区域周辺での行為が保護区域に影響を及ぼすことも考えられる（周辺区域からの濁水の流入、周辺区域での夜間イベントによる光害など）が、こうした行為に対する措置は無策でよいか。

第3項では、市が説明会を開催するかのように読み取れるが、説明会は、（貴市案でいう）工事の事業者（私案では「行為者」）が主体となるべきであると考えますが如何か。

[事務局]

委員のご指摘のとおり、工事に限定せず「行為」とし、かつ保護区域周辺での行為も適用対象とすることは、普遍的に規制ができると考えます。しかし、周辺という場所は明確ではないこと、また、保護区域においては、ホタルの発生個所を囲む範囲を指定区域にしていますので、保護区域に及ぼす影響は極力少ないと考えます。そのため、原案通りで進めさせていただきます。

また、説明会の主体は、市に關係資料等を提出していただきますので、原案通り市とします。

[委員]

第6条 第2項 資料が提出された後、ホタルの保護に支障があると認められる場合、市はどのような指導を行うのか、明記が必要と思われます。

[事務局]

第3項に、必要な措置の協力依頼の規定を追加します。

[委員]

第7条 禁止行為の対象が明確になっていませんが、「市民等」と対象を明確にする必要はありませんか。

また、他市町では禁止除外の行為、期間を区切って（主に産卵から羽化の期間）草刈り、草焼き行為の禁止を規定しています。稲沢では必要ありませんか。

[事務局]

対象として「市民等」を追加します。

また禁止事項については、原案のままとします。

[委員]

第7条 「(田畑において使用する場合は除く)」とありますが、この文言で「田畑」にあぜ道が含まれないことは明確になっていますか？

[事務局]

道路及び水路の法面にあたる部分があぜ道等であり、田畑ではありませんので、原案どおりとします。

[委員]

第8条 除草剤は農薬に含まれるのではないかと（用語の重複）。

[事務局]

「除草剤及び」の文言を削除します。

[委員]

第8条 農薬の使用はホテルの生息環境悪化の大きな原因となっています。せっかくの保護条例ですから、通常の使用をただ認めるのではなく、「ホテル保護の観点から必要最小限の使用に留めるよう務める」など、努力規定にしてください。

[事務局]

規則で定めず、条文を努力規定とします。

[委員]

規則第2条 「保護区域の範囲」は、既に条例本文で謳っているので記載不要ではないか。又は「指定する保護区域（以下「保護区域」という。）」を「保護区域」とすれば足りるのではないか。

[事務局]

保護区域の具体的な範囲は、規則で定めます。重複とはなりますが、第2号との兼ね合いから「指定する」という文言を残します。

[委員]

規則第3条 工事の届出「等」とありますが、第3条は届出に関する規定だけなので「等」は不要ではないでしょうか。

[事務局]

「等」を削除します。

[委員]

規則第4条 法の規定により当然の行為であるので、記載不要。法定の用法以外に特筆すべき事項があれば、これについて記載すべきであるとする。

[事務局]

条例において、「(農薬の使用)保護区域内の田畑において農薬を使用する場合は、その使用の低減に努めるものとする。」に変更します。
そのため、規則第4条は削除します。